

(様式)

## 平成29年度補助金モニタリングシート

### 1 補助金等の概要

部 課 名	市民部生活文化課						
予 算 科 目	款	項	目	大事業	大事業名称		
	02	01	16	004	配偶者暴力被害に対する支援事業		
	中事業	中事業名称			節	細節	細々節
01	配偶者暴力被害に対する支援事業			19	03	01	緊急一時保護施設運営費補助金
補助金等の名称	緊急一時保護施設運営費補助金						
補助金等の区分	行政補完的補助金	○	政策的補助金		その他		交付開始年度 平成21 年度
補助金等の形態	個人補助		事業補助		団体運営補助	○	その他
支出先名称	—						
会 計 年 度	(予算・決算) 額	財源内訳				一般財源	
		国庫支出金	都支出金	その他	特財に伴う一般財源	一般財源	
29年度	200					200	
28年度	200					200	
根拠法令等 (名称及び条文の抜粋)							
法 令 等	(国) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律						
市条例・要綱等	(市) 東久留米市緊急一時保護施設運営費補助金交付要綱 (市) 東久留米市第3次男女平等推進プラン						
目的及び効果	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「法」という。)第26条の規定に基づき、民間団体が夫等の暴力から避難する女性等を一時保護することを目的として設置する緊急一時保護施設の運営費の一部を補助することにより、もって配偶者暴力の被害者の保護を図ることを目的とする。						

### 2 共通業務運用指針に示す既存補助金制度の見直しに関する事項

補助金等の支出が客観的に見て公益上妥当でない	はい		いいえ	○
社会背景等の変化により、補助対象となっている事業が市の役割や守備範囲を越えてしまっている	はい		いいえ	○
支出の根拠が明確でない	はい		いいえ	○
補助対象事業がすでに当該団体の事務として同化・定着している(注)	はい	○	いいえ	
類似の事業が民間等で行われている	はい		いいえ	○
交付の期間が継続して3年以上である(注)	はい	○	いいえ	
国・東京都等の制度に連動した補助金制度で、終期をその基となる制度に合わせていない	はい		いいえ	

注：複数の団体が存在する場合、1団体でも該当があれば「はい」の扱いとしている。

### 3 業務委託について

業務委託の可能性	有り	
	無し	○

### 4 所管課所見欄

上記2及び3に対する所管課見解	本市単独でのシェルター等の設置は困難であり、配偶者暴力被害者支援の一環として、緊急一時保護施設が利用しやすいように支援を行っていくことは重要と考える。そのひとつの方法として、緊急一時保護施設の運営を補助していくことは意味があるものである。また、一時保護施設の利用が必要なケースの事前予測が難しいこと、団体への補助よりも経費が増加する可能性があることなどから、業務委託することは困難である。
30年度以降の方向性	本事業の交付団体には他市からも補助金が交付されており、本市としてもその必要性はあるものと考えられるため引き続き継続していく。